

## はじめに

久保敦彦

二〇〇〇年度から重田晴夫前所長の後を襲う任を委ねられましたが、多様な形での研究所の活動を継続し、時代の要請にも合致させてゆこうとの研究所の基本方針にはもとより変わるところはありません。常任委員としては幸いに安達和志、石川正美の両教授が留任して下さった上、新たに阿部浩己教授の参加を得ましたので、伝統を継承した上で新たな機軸へもチャレンジできればと思います。

さて、このところ年報の中心となっている特集としては、今回は「自然保護と法」が掲載の運びとなりました。これは一般報道媒体を通じて社会的にも注目を浴びた奄美の黒ウサギ訴訟を具体事例として問題を多角的に照射しようとする企画でした。この訴訟は「動物も原告」という見出しを使ったメディアもあつたように、法律面では自然自体の権利主体性、原告適格性をめぐる論議を呼び起こしたのですが、シンポジウムには法哲学を含む各法学分野の研究者、実務家に加えて生態学分野の研究者の参画も得て、多彩な報告、討論がなされました。研究所は設置当初から学際的研究を大学内外の多分野の専門家を交えて推進することを標榜しておりますが、今回それが文字ど通りの形で

実現できたことについて、報告に立たれた山田隆夫、松田裕之、竹下賢、畠山武道の諸先生にはもとより、フロアーから意見を寄せられた方々のご好意とご熱意に心から感謝致す次第です。誠に有り難うございました。また、この企画の提案者であり、シンポジウム開催の推進役として献身的に尽力された交告尚史教授にも、身内のこととはいえ、敢えてその労を多としたいと思います。同氏はその一端を「出遭いと縁」と題して記されていますが、その「出遭い」にはシンポジウムの場にあった者全員が直接与かることができたわけですので、その「縁」が年報への所収によって更に広範囲に広がることを念じます。

ちなみに、問題の訴訟についてはシンポジウム開催から一カ月後、年が明けた一月に鹿児島地裁の判決が出ております。

なお、次二〇〇一年度のシンポジウム企画としては既に「子どもの福祉と家族・地域・自治体」が予定されています。これは年末（十二月一七日―二〇日）に横浜で開催される「第二回児童の商業的搾取に反対する世界会議」をも控え、これに先立って関連の諸問題についての検討を深めようとするもので、この関係では既に今年三月二八、二九日の両日、日本ユニセフ協会が主催する「第一回子ども&若者セミナー」に研究所が窓口となって本学が会場を提供し、共催の形で加わることになっています。また、これとは別に精神障害、知的障害、高齢などにより判断能力に限界のある者への医療・福祉サービス、精神障害者の自己決定権と強制入院をめぐる諸問題を内容とするシンポジウムの企画も成案に近い状況にあります。これらについては具体的な詰めが終了次第、皆様にご案内することになりますので、是非参会をお願い致します。

二〇〇〇年中のシンポジウム以外の研究所事業としては、横浜市の委嘱による市民講座の開催がありました。「市民のくらしと自治体の役割」との総合テーマを設定してヴァラエティーに富んだプログラムをとの発想で企画を立てました。その詳細は巻末の年次所報に譲りますが、前述の研究所の基本方針に沿い、全一〇回を通してできるだけ研究職にある者と民間・行政双方の実務家との組み合わせを旨とし、多角的な解説を提供するよう心がけました。講師としておいで下さったこれら実務畑の方々からは私共研究者も教わるところが多く、感謝致しております。

本学では二年前から大型研究計画推進のための制度として研究奨励助成制度が始まりました。この助成は各研究所が候補として推薦する企画に対して全学的見地から選考の上決定されるものですが、過去両年には法学研究所推薦の企画が各一件（いずれも二年計画）採用されております。これらの企画は助成対象の研究グループの独自活動であつて、研究所主体の事業とは異なりますが、研究所も推薦母体として関係していることでありますので、研究の経過、概要をお寄せいただくこととなりました。

また、本号には外務省提供の外交講座の一環として同省人権難民課の岡庭健氏が本学でされた講演も掲載することとしました。この講演は、広く学生一般に向けてされたものですが、できるだけ広範囲の者に情報を提供するのが外務省の意図でもあり、同時に研究所の趣旨にも合致するところですので、年報の場を供することにさせていただきます。講演原稿を提供して下さった岡庭氏には、記して御礼を申し上げます。